

新潟県医療審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の22の規定により、新潟県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、医療法人・有床診療所部会及び医師の働き方改革部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 医療法人・有床診療所部会

- ア 医療法人の設立を認可し、又は認可しない処分に係る事項
- イ 医療法人の解散を認可し、又は認可しない処分に係る事項
- ウ 医療法人の合併を認可し、又は認可しない処分に係る事項
- エ 社会医療法人の認定に係る事項
- オ 医療法人の分割を認可し、又は認可しない処分に係る事項
- カ 医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定による診療所に係る事項。ただし、部会長が審議会の調査審議を必要と認める事項を除く。
- キ その他医療法人及び病床を有する診療所に関する事項。ただし、医療法人の業務停止命令又は役員解任勧告、医療法人の設立の認可取消及び社会医療法人の認定取消に係る事項を除く。

(2) 医師の働き方改革部会

- ア 特定労務管理対象機関の指定に係る事項
 - イ 特定労務管理対象機関の指定取消に係る事項
- 2 部会は委員10人以内で構成する。
 - 3 部会の運営は、審議会の例によるものとする。
 - 4 部会における決議は、審議会の会長の同意を得ることにより審議会の決議とみなす。
 - 5 部会長は部会における決議を審議会に報告する。

(参考人からの意見聴取)

第3条 審議会及び部会は、審議のため必要があるときは、参考人の出席を求め、又は文書によりその意見を聞くことができる。

(審議会の公開)

第4条 審議会は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項を審議する場合は、非公開とする。

- (1) 地域医療支援病院の承認
- (2) 病床超過区域における特定の病床の特例許可
- (3) 病床超過区域における公的病院の開設等に対する不許可

- (4) 地域医療支援病院の承認取消
- (5) 医療計画の達成に必要な場合に病床の増加等について医療機関への勧告
- (6) 社会医療法人の認定
- (7) 医療法人の設立の認可又は不認可
- (8) 医療法人の解散の認可又は不認可
- (9) 医療法人の合併の認可又は不認可
- (10) 社会医療法人の認定取消
- (11) 医療法人の分割の認可又は不認可
- (12) 医療法人の業務停止命令又は役員解任勧告
- (13) 医療法人の設立の認可取消
- (14) その他審議会で非公開とすることが適当と決議した事項

2 前項の規定にかかわらず審議会で決議した場合は、公開とすることができる。

(傍聴要領)

第5条 審議会の傍聴要領は、別に定める。

(幹事)

第6条 審議会の付議事項についての事前の調整等を行うため幹事を置く。

2 幹事は、福祉保健部福祉保健総務課長及び同部地域医療政策課長の職にある者を充てる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健部地域医療政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和61年10月11日から施行する。

この要綱は、昭和61年10月11日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日一部改正)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日一部改正)

この要綱は、平成12年3月29日から施行する。

附 則 (平成15年2月3日一部改正)

この要綱は、平成15年2月3日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日一部改正)

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則（平成20年11月19日一部改正）

この要綱は、平成20年11月19日から施行する。

附 則（平成21年4月1日組織改編により一部改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（令和3年4月1日組織改編により一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日一部改正）

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。